## 名古屋地方裁判所委員会(第14回)議事概要

1 日時

平成22年9月22日(水)午後1時30分から午後5時00分まで

2 場所

名古屋高等裁判所12階大会議室

3 出席者

(委員) 伊藤雅淑, 榎田勝利, 景山ゆみ子, 糟谷則子, 河合秀紀, 熊澤香代子, 尋木佐一, 長谷川 誠, 藤原淳子, 松井 環, 松永成勝, 織田幸二, 玉岡尚志, 片山俊雄, 徳永幸藏

(説明者) 伊藤 納(刑事部裁判官),渡部五郎(刑事部裁判官), 白木益美(刑事首席書記官),角屋 晃(裁判員調整官), 原田 明(総務課長)

(事務担当者) 武長信次(事務局長), 佐々木 憲(総務課課長補佐), 三谷明史(総務課専門官), 秋山 敦(総務課庶務第一係長)

4 協議テーマ

裁判員制度の現状について~裁判員経験者・国民からみた裁判員制度~

- 5 議事
  - (1) 委員交代,新委員あいさつ
  - (2) 委員長互選
  - (3) 刑事手続・裁判員裁判についての概要説明
  - (4) 庁舎(関連施設)案内·説明·質疑応答等

裁判員候補者が来庁し選任手続を経て裁判員として審理に参加するといった一連の手続に沿って、関連施設を案内して、施設、設備、これらを利用して行われる手続等について説明し、質疑応答等を行った。案内した施設は次のとお

- ・ 1階玄関ホール (案内板前)
- 2 階裁判員選任室(受付,候補者待機室,質問手続室)
- 6 階裁判員法廷
- 6 階評議室
- (5) 協議テーマに関する意見交換 (別紙記載のとおり)
- (6) 次回開催日

平成23年2月16日(水)午後1時30分

 $\bigcirc$ 

 $\triangle$ 

 $\bigcirc$ 

 $\triangle$ 

## 協議テーマに関する意見交換

(○:委員, ●:委員長, △:説明者)

○ 本日の説明を聴いて、審理を行うに際して、一般の方にも分かりやす くなるように、裁判所で多くの工夫がされ、努力されていると感じた。

> 開業医の場合,人的にぎりぎりの構成で診療業務を行っており、医師 のみならず事務員一人でも裁判員に選任されて休まれると苦しい状況で あるが、このような場合に、裁判員を辞退できるか。

裁判所では、裁判員制度の導入準備段階で業態ごとの様々な事情を調査しており、各裁判体では、その結果も参考にして、辞退を認めるかを判断している。御質問の場合、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条8号ハの「事業における重要な用務」に当たるかどうかが問題になり、裁判体が判断することとなるが、代わりの方がいないということであれば裁判員をお願いすることはできない場合が多いと思われる。

全く法律的な知識のない一般市民が有罪無罪,量刑を適切に判断する ためには,プロの法律家からの適切な助言・説明は必要だと思う。事件 によっては,殺人か傷害致死か,共謀共同正犯か幇助犯かといったよう な法律論に関わる部分が論点となる場合もあるかと思うが,そのような 場合に,裁判所はどのような対応をしているのか。

事実認定の場面での工夫としては、公判の準備段階で、検察側、弁護側の互いの主張を整理し、争点についての説明を裁判員にどのような表現で行うかについて法曹三者間で共通認識を持つようにし、事実認定の際の議論がかみ合うように工夫している。また、法的解釈自体が争いとなる場合は、まずは法曹三者で議論をし、立証活動を終えた後に、検察官及び弁護人から裁判官向けに解釈論の意見書を出してもらうという方

法がある。その上で、裁判官が裁判員に対して、できる限り証拠を判断 する際のポイントが明確になるよう説明している。

 $\bigcirc$ 

プロの法律家でも法的判断に迷うようなケースで、検察側と弁護側の主張が全然異なった場合、裁判員には判断がつきづらく、評議の際に裁判官がどう整理し説明するかによって結論が大きく左右される危険はないだろうか。弁護士の立場からすると、このような場合には、裁判員への説明ペーパーを裁判所で作ることも必要だとは思うが、検察側、弁護側それぞれの立場からの説明ペーパーを提出できる機会を与えていただくことや、裁判所が作成した説明ペーパーを当事者双方に開示していただくことも必要ではないかと感じている。市民の意見や感覚を採り入れるという裁判員制度の本質から考えると、法律的な議論のレベルでは争いのないところまでしっかり詰めた上で裁判員の判断を仰ぐ形にしないと、裁判員制度の良さが発揮できないと感じている。

 $\triangle$ 

当庁でも徐々に難しい事件を扱うようになってきているが、公判前整理手続の最終段階では、今指摘されたような問題意識を持って作業を行っている。審理計画ができた上で、さらに、裁判員への説明をどうするかといった検討のために期日を設けて法曹三者で認識の共通化を図っている例もあると聞いている。また、裁判員に対する争点の説明の際に、この判例を使って説明したいと検察側・弁護側に意見を求めた例もあると聞いている。今後さらに検討を重ねていきたい。

 $\bigcirc$ 

テレビで裁判員経験者が記者会見に応じている場面を見た。裁判のことは秘密にしなさいとされているのに、あのような形で聞かれたら、いろんな内容を話してしまうのではないかといった不安感、違和感を持った。記者会見はどのような経緯で開かれるのか。

 $\triangle$ 

裁判員裁判の判決の後、裁判員及び補充裁判員の経験者に対し、報道 機関の方から記者会見の要望がされる。その場合、裁判所から経験者の 意向を確認し、参加しても構わないと回答した方を対象に、報道機関側の主催で30分程度の記者会見が開催されている。記者会見前には、裁判所から記者会見に臨むに当たっての注意事項を伝えるなどして、経験者が安心して臨めるよう裁判所としても一定の協力をしている。

● 裁判員経験者の方のために、判決後の報道取材を無秩序に行うのではなく、一定の秩序を持って行うべきという考え方から、記者会見を行うに際して裁判所も一定の協力をしているということになろうかと思う。

 $\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 

裁判員経験者の記者会見については、守秘義務の点が大きな問題となる。裁判所の職員が同席していると聞いたが、そうだとしても、守秘義務の対象が曖昧だと、経験者としては不安である。

△ どういったものが守秘義務の内容になるのかについては、裁判長から 説明しているほか、記者会見に臨む前に、総務課職員からもお話しして いる。公開の法廷で見聞きしたことは、基本的に自由に回答してもらえ れば構わないが、特に2点に注意していただきたいと説明している。一 つは「評議の秘密」と言われるものであり、評議の具体的内容や評議の 進行過程、多数決の数等が挙げられる。また、もう一つは「裁判員等と して職務を行う上で知り得た秘密」であり、例えば、「被害者のプライ バシー」などがこれに当たることになる。

> 市民の意見・感覚を採り入れ審理を尽くすとともに、責任を自覚した 市民を育成することが、裁判員制度の一つの目的だと思う。その裁判員 制度について、マスコミが取材をすることは非常に有意義であり、多く の市民が、経験者の発言を通じて裁判所や裁判そのものについて理解で きるようになる。守秘義務への対応と同時に、裁判員裁判について広く 国民に伝えていくことは重要なことである。

身体的なハンディキャップを持った方へは、どのような対応がされているか。

△ 当庁では、現時点では、候補者の中に障害を持つ方が含まれていたことはあったが、裁判員として参加された例はない。全国の裁判所では、聴覚に障害を持つ方が裁判員等として参加された例があったと聞いている。障害を持った候補者が辞退の申出をして、辞退が認められることがあるが、参加されることになれば、たとえば聴覚に障害を持つ方であれば、手話通訳者の手配や磁気ループ(補聴設備)の設置等を、その他の障害を持つ方についても、人的・物的な措置を整え、支障のないようにしたいと考えている。審理計画の面においても、通訳等に要する時間を

裁判員経験者等のアンケート結果では、最初は抵抗感があったがやってみたら勉強になったという意見が大部分を占めている。一方で裁判員として参加した結果、負担が重かったという趣旨の意見もあった。実際に経験者に一定の負担が生じているならば、フォローも必要である。今後の制度見直しにおいてそのような対応を行う予定はあるのか。

ことと思う。

 $\bigcirc$ 

 $\triangle$ 

 $\bigcirc$ 

踏まえた無理のない計画を立てるなど、参加に支障のないようにされる

経験者の方に、精神的な負担を感じているという意見があることは事実であり、カウンセリングの制度を設けるなどの対応を行っている。これらの問題も含め、制度運用の際の様々な問題については、法施行3年経過後に施行状況の検討がなされることになると思われる。

○ 検察側と弁護側とで全面的にその主張が異って、どちらが正しいか判 断に困る場合もあると思うが、そのような場合はどうなるのか。

事実認定の問題であれば、最終的に立証するのは、基本的に検察官の 責務であり、立証できないとなると、被告人に有利に解釈することにな る。

- 一度裁判員に選ばれたら、その人がもう一回選ばれることはないのか。
- △ 一度裁判員を経験された方が同じ裁判員候補者名簿から2回選ばれる

ことはない。もっとも、裁判員候補者名簿は毎年更新されるものの、同じ方が再び次の年の名簿に載る可能性はある。なお、一度裁判員を経験した方は、5年間は辞退できるし、選任手続で辞退の申出をせず、くじに参加し、これに外れた方は1年間は辞退できることになっている。

 $\bigcirc$ 

先日裁判員裁判での判決宣告を見学させていただき、その事件終了後に裁判長から審理を進める上での工夫等をうかがい、非常に勉強になった。ただ、自分が選任された場合に、なじみのない法律用語が出てきたりしたら、きちんと役割を果たせるか不安にもなった。裁判員がよい制度と思えるかどうかは、裁判長がどう評議を進めるのかの力量に関わっていると思う。せっかくの制度なので、少しでも市民の声が生かされるよう、また、市民のレベルアップにつながるようにしてほしい。質問であるが、選任手続に入る前に審理に必要な期間の都合を付けて来たのに、結果として裁判員にならなかった、調整した日が無駄になったといった意見はあるか。

 $\triangle$ 

裁判員候補者として来られた方からのアンケート結果では、そのような意見は確かにある。制度としてやむを得ない部分もあるが、例えば、選任手続と公判手続とを連続して行うことにせず、選任された後に仕事等の日程を調整できるよう、選任手続と公判手続の日程を分けるという方法も考えられる。裁判体の方で今後検討されることもあると思う。

御指摘のような不都合をなるべく回避するために、裁判員選任手続に来ていただく人数を可能な範囲で少なくすることはできないかということも考えている。ただ、数が確保できず、裁判ができないという危険もあるので、今後、事例を重ねていき、できる限り、国民の御負担が少なくなるよう努めていきたい。

 $\bigcirc$ 

被害者のプライバシーがどのように守られていくのかという点については気になるところである。今後事例を積み重ねていく中で検討してい

ってもらいたい。

 $\triangle$ 

● 被害者のプライバシーも守秘義務の対象となる。御指摘の点は、しっかりと問題意識を持って対処していきたい。

○ 小さいお子さんをお持ちの方が裁判員に選ばれた場合に、保育園を紹介しているという話を聞いたが、その実施状況はどうか。

名古屋市内では二か所の保育所で一時保育を受け入れている。現時点では、問合せは何件かあったが利用された方はいないと聞いている。裁判所からの選任手続の案内は期日の6週間前にはしているので、その段階で御相談いただければ、ほぼ確保できるような態勢になっている。

○ 裁判員制度導入後も、調書の朗読に時間がかかっている事件もあるといった声を聞いている。証人や被告人の尋問よりも調書朗読が多くなると、裁判員も心証を取るのが難しくなる。調書ではなく尋問を積極的に採用することについては、どのように考えておられるのか。

△ 争いがない事実であっても、分かりやすさのために尋問を行っている 例もあると聞いている。今後もより分かりやすい審理の実現のために様 々な試みを行っていきたい。